

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年2月22日)

陳情6年地域第1号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-1 (R5.12.22)	地 域	いわゆる裏金問題の再発防止について	

▶陳情事項

次の事項について、国に対し、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出すること。

- 1 いわゆる裏金問題について、その実態を徹底究明し、再発防止に努めること。
- 2 寄付者やその金額など、政党のお金の動きを政治資金収支報告書にきちんと記載するようにし、政治資金規正法に係る「政治資金パーティー」や「寄付」のあり方を見直すこと。

▶陳情理由

悪事を文化と言い切るところに、この問題の根深さが見える。波紋が広がり続ける自民党の裏金問題。令和5年12月15日には、今まで否定していた鈴木前総務大臣が一転、キックバックを認めた。

「総額で60万円が派閥から、還流（キックバック）されているということが分かりました。（キックバックは）この世界で“そういう文化”という変ではありますが、認識があったのかなと自分は思っています。」別の報道には、「たまたまいわゆるノルマ分を上回ったら、（派閥から）自動的に返ってくる。それは悪意でもなんでもなく、ある面で文化でもあったので。」

つまり、当たり前になっているということだ。

不記載の裏金は、安倍派だけで5年間で総額5億円。その他の派閥でも、億単位の裏金があることがわかった。時代劇の、饅頭の下に小判を入れているようなことが、いまの政治で当然のように起きている。「お主も悪よのう」では済まない。

今回問題になっているのは、政治資金収支報告書への不記載である。民間でこれをやったら、加算税、重加算税。しかし、政治家は何のお咎めもない。修正で済んでしまう。こんなことで許されるわけがない。国民の怒りは頂点に達している。

そもそもパーティー券とは、政治家が寄付を集める目的で開催されるもので、企業などにそれを買ってもらい、その収益を政治活動に利用するものだ。実際には、出される食事などは安価なもので、かなりの儲けがあると聞く。派閥のパーティー券を10枚購入した会社の幹部は報道に、実際にパーティーに出席したのは1人だったと明かし「企業は議員に頼まれたら断れない」、「10人が出席するつもりは初めからなく、（出席しない）9人分は実質的には寄付だ」という。「適当に付き合っておくしかないけど、こんなやり方を続けていいのか疑問はある。」

別の政治団体の担当者は、裏金について、「お金が政治活動以外に使われると思って券を買ってはいない」と。当然である。もともとパーティー券の購入が、飲食物や講演の対価でないと認識しつつ購入するならば、それは寄付になるのである。

※参考

「債務の履行としてなされるもの以外のものは全て寄付となるので、対価関係にあるものでも対価相当分を越えて金銭、物品その他の財産

上の利益の供与、又は交付がある場合はその越える部分は寄付と解される」「例えば政治資金パーティー券の購入代は通常はパーティー出席のための対価と考えられるが、その代金が社会通念上の対価を越えるものである場合は当該越える部分は寄付として取り扱われることになる」(逐条解説政治資金規正法・平成11年3月1日3版発行・自治省選挙部政治資金課編)

政治献金の場合、5万円を超える場合には献金者の氏名、住所等が政治資金収支報告書に記載の義務があるが、政治資金パーティー券の購入の場合には、20万円を超える場合になっている(政治資金規正法第12条第1項第1号ト)。これも、パーティーをやりたい原因なのだろう。パーティー券を売るのが10枚単位なのは、そういう理由もあるようだ。そもそも本来、5万円とか20万円といわず、1円単位でも動きがあれば、きちんと報告すべきである。県議会をみてほしい。県議会では、きちんと政務活動費の報告書に1円単位で報告され、そこは評価している。

については、次のとおり陳情する。

いわゆる裏金問題について、その実態を徹底究明し、再発防止に努めること、また、寄付者やその金額などお金の動きをきちんと記載するようにし、政治資金規正法に係る「政治資金パーティー」や「寄付」のあり方を見直すこと、以上について、国に対し、地方自治法第99条の規定によって意見書の提出を賜りたい。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

- 1 政治資金パーティーは、政治資金規正法（以下「法」という。）において、「対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の政治活動（中略）に関し支出することとされているもの」と定義されている（法第8条の2）。
- 2 また、「政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として行われるものであり、原則として政治活動に関する寄附に該当するものではないが、政治資金パーティーの開催にあたっては、特定の企業等からあまりに多額の資金を得ることは問題を生じ易く、その節度ある開催運営を確保することが不可欠であることから、（中略）政治資金パーティーの対価の支払に係る量的制限（個別制限）、支払者への告知事務、匿名等による対価の支払や威迫等による対価の支払あっせんの禁止について定めている」（逐条解説政治資金規正法第22条の8関係）とされている。
- 3 その上で法は、第12条第1項第1号において、政治団体のその年におけるすべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額等を記載した報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務付けており、更に政治資金パーティーについては、同号ホ～チにおいて、
 - ホ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額
 - へ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。（中略））又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数
 - ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（中略）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日
 - チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（中略）のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあっせんについて、当該対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日
 として、詳細の記載を義務付けている。

【県の取組状況】

選挙管理委員会において、法の定めに基づき、所管する政治団体の会計責任者から毎年提出される報告書の受理・公表・保存・閲覧等の事務を行っている。